私たち民医連は、無差別・平等の医療と福祉の実現をめざす組織です

みやぎ民医連

発行所　宮城県民主医療機関連合会
仙台市青葉区木町通1-8-18
〒980-0801　田村ビル５Ｆ
TEL　022－265－２６０１
FAX　022－263－８２６６
e-mail:dai@miyagi-min.com
発行人　坂　田　　匠
1日・15日　月2回発行　1部 50円

2022年度
宮城民医連医師総会

日時▶4月2日(土) 14:30～20:00
Web開催
第１部：学術交流企画
第２部：SDHに関する症例報告と検討会
第３部：新入医局員歓迎会

国家試験受験機会を
最大限保障するよう県に要請

宮城民医連　看護学生担当　吉田　美穂

年明けから新型コロナ感染が全国に急拡大、昨年の比ではない感染者数となり、看護師国家試験をはじめ、国家試験を受験できない学生が発生する可能性がありました。

1月20日、全日本民医連はオンラインで厚労省・文科省に医師・看護師などの国家試験の追試を求める要請行動を実施、全国から70人が参加。民医連看護学校の副学校長からは、学生の声を代弁し「昨年とは全く違う感染拡大の中で学生の中に更に不安が広がっている」「試験会場が各県にない。他県への移動や密集による感染リスクを減らすような会場の確保を」「2014年の記録的な大雪による自然災害があった看護師国家試験では約1か月後に追試が実施されている。やむをえず感染した場合の救済措置として追試験実施を」等、受験機会を最大限保障するよう訴えました。しかしながら、厚労省医政局医事課試験免許室長の説明は「当日に最大限受験できるように対応はする」「広く門戸を開いて学生を受け入れる一般の大学受験とは異なり、職業資格を担保する国家試験であることを踏まえると、本試験と同等の質や量の試験を短期間で作成するのは困難であり、追試は難しい」と、追試は認めない態度を繰り返すのみでした。

感染爆発の中、受験できない学生は必ず出てしまう可能性があり、全国の県連・事業所・個人からも要望の訴え・発信をして大きな運動として改めて取り組みを強めようとの呼びかけがされ、宮城民医連では、看護奨学生からも意見を集め、2月4日宮城県に要請行動を行いました。

坂田匠事務局長からは、「受験の機会を失い、働くことができなければ、医療現場の人手不足にも拍車が掛かる」、金萬文雄厚生協会統括看護部長からは、「現在の病院の状況・逼迫した地域の医療体制の状況について、受験できないことで就職者が減ればどこの医療機関も機能維持が難しくなる可能性が高まる」、加藤隆雄次長より、「新型コロナ感染を完全に回避することは学生の個々の努力だけでは不可能。就職できないことで、本人・ご家族への影響も多大」、看護学生担当の吉田美穂からは、学生が最大限の感染対策に努力していること、感染したら時間や生活を棒に振るのではないかという不安や大きなプレッシャーを抱えている学生の状況を伝え、救済処置として追試験実施を国に働きかけてもらうように訴えました。

要請書を受け取った伊藤哲也保健福祉部長は、どれも共感できると話され、「保健所もですが、医療体制が逼迫しているのは感じている」「受験生は家族を含めて人一倍気を使い、不安を抱えていることがわかった。現場や受験生の声を国に伝える」と応じてくれました。

要請書を伊藤哲也保健福祉部長へ手渡す

2月8日、全日本民医連が厚労省へ再要請と記者会見を実施、全国から110人が参加。厚労省からは1月20日とほぼ同じ理由を繰り返されましたが、「受験できなかった学生の掌握をすべきというお話しは伺った」と返答いただき、感染して受けられなかった学生の調査・把握としかるべき対応を今後も検討いただけるように要請しました。

今後も引き続き、学生の立場を守り、医療提供体制を維持するための医療職種の確保のためにも運動を続けていきたいと思います。受験前に、貴重な訴えを寄せてくれた看護奨学生の皆さん、ありがとうございました。

看護学生の状況を訴える

リハビリ部門のSDHの取り組み
SDHについてしっかり理解する

県連リハビリ部会　部長　佐々木　宣子

2月3日に県連リハビリ部会学習部主催で、県連の医療活動部から古川民主病院副院長の阿南陽二医師を講師にSDHの学習会を開催しました。参加者はSDHの学習会を受けたことのない中堅以上のリハ職で、21名参加しました。

健康を損なう原因は自己責任ではなく、政治の在り方の影響を大きく受ける13の要因（社会格差、ストレス、幼少期、社会的排除、労働、失業、社会的支援、薬物依存、食品、交通、教育、住居環境、医療保健）が絡み合っていることを、事例を読み解きながらとてもわかりやすく説明いただきました。参加者からは「漠然としていたSDHについてしっかり理解できた」「リハ職はリハビリをしながらじっくり会話ができる職種なので、SDHの視点で丁寧にお話をうかがいたい」「退院後の生活に社会的背景が重要となることが多いのでSDHの視点で捉えていきたい」「13の要因に対して、もっと国に援助をしてもらいたい」等の感想が寄せられました。リハ学習部では今後も定期的にSDHの学習会を開催していく予定です。

泉病院会場

『SDH事例集読み合わせ』
SDHの視点で他職種や家族と連携を図る

泉病院　理学療法士　矢部　聡

県連医療活動部のSDH活動の一環として、県連医療介護SDH活動事例報告集が各事業所・職場に配布されました。リハビリ室では、PT、OT、ST部門で読み合わせの学習を実施してきました。

事例報告集は、SW、看護師、リハビリ、ケアマネなどの多職種で構成されており、困難事例に対して、それぞれの立場から奮闘した様子が記されています。また、SDHの該当項目や活用した制度、用語説明が記載されているため、大変理解しやすい内容でした。

泉病院のリハビリ室の職場目標に「他部門と連携して退院援助を行う」ことを挙げています。「生活の視点」を大事にし、退院後の生活を想定した関わりが必要であると解釈しています。そのためには、患者さんの生い立ち、家族状況など患者さんを取り巻く背景を把握することが必要であり、SDHの視点が大切だと感じています。得た情報によっては、多職種や家族と連携を図るなど入院中の関わり方が変わってきます。

今回、報告集の読み合わせ学習で、様々なケースや制度に触れることができました。リハビリスタッフも制度や社会資源についての知識があることは望ましいと思います。困難事例にあった時に「こんな社会資源や制度は活用できないかな?」と頭の片隅にあり、専門職に繋げられることが重要だと感じました。今後も学習を通して職場全体がSDHの視点を持てるようになることを期待したいです。

読み合わせ中

健康手帳

平成18年から「歯科医師臨床研修制度」が必修化され、古川民主病院歯科は東北大学病院の協力型研修施設となっています。▼「今の若者は」と嘆く声も聞こえますが、時代の変化に取り残されているのはむしろ「修行」世代の私たちかも知れません。良かれと思い指導医の持っているものを研修医にぶつけたところで結局怒られたことしか覚えていませんし、「俺の背中を見ろ」と息巻いたところで振り返れば誰もいないのが現実です。▼そんな中で、どんな指導より研修医成長のきっかけは、今も昔も「患者さんの笑顔」です。自分の行った治療で患者さんが喜んでくれた、食べられるようになった、その喜びと充実感が彼らを動かす原動力となり、そのために何をすべきか自発的に考えるようになります。▼多職種連携や地域医療を通して「医療は一人で行うものではなく患者さんも含めてチームで進めていくもの」ということを学び取れるのも民医連歯科の強みだと思いますし、職場全体で学び合う機会となることは、研修施設としても大きなメリットです。できる限りの知識やスキルを習得しつつ、自分なりの歯科医師像を見つけ出してほしいと願いながら毎年彼らを送り出しています。

県連歯科全職員会議

WEB開催ながらも交流できた

松島海岸診療所歯科事務　後藤　宏文

1月26日水曜日に古川民主病院歯科、長町病院附属歯科クリニック、松島海岸診療所歯科の3事業所の職員が集まり、Zoomを利用して県連歯科全職員会議が行われました。

佐藤由紀夫県連歯科部部長の開会の挨拶から始まり、各事業所の新人紹介が行われました。古川から4名、松島から3名の職員の自己紹介がありました。その後、古川民主病院歯科の藤村祥子歯科医師・県連理事から、7次長計に向けた歯科分野の内容についての説明がありました。続いて各事業所の紹介を行いました。施設紹介や経営報告、体制の紹介が主に行われました。県連の熊谷義純事務次長よりSDHについて歯科の観点を踏まえて記念講演が行われました。近隣や社会情勢などの事例を含めた講義内容でSDHをわかりやすく理解することができました。

松島会場

古川歯科会場

本来であれば一つの場所に集まれれば良かったのですが、残念ながら全国的に新型コロナウイルスの感染が広がり続けているため、感染防止の観点から今回はWebでの開催となりました。職員の方々からは次回はぜひ一つの会場に集まって直接顔を見て会議を行いたいという意見が多数ありました。

異なる事業所の歯科職員が全員集まる機会は少ないことから、次回の県連歯科全職員会議は一つの会場でぜひ行いたいものです。講演だけでなく、職種ごとの考えや悩みを共有、症例検討などできれば宮城民医連歯科事業所の発展に大きく繋がっていくのではないかと考えます。

4病院再編・移転反対

患者や地域の声を聞かない県知事の姿勢を変えたい

村井県知事は、2021年9月9日の宮城県議会で県立がんセンターと仙台赤十字病院、県立精神医療センターと東北労災病院をそれぞれ再編し、二つの拠点病院を新設する方針を明らかにしました。この表明は突然の出来事でした。

仙台市内に仙台赤十字病院と東北労災病院がありますが、郡仙台市長には県議会当日の直前まで知らされていなかったこと、また、病院がある地元町内会をはじめとした地域住民、患者らは移転に対して困惑していることが新聞等で報道されました。村井県知事は10月に行われた県知事選挙で4病院再編を公約化し、再選後「信任を得た」と述べています。

この4病院の再編・移転の方針を出す1年前（2020年8月）、県立がんセンターと東北労災病院・仙台赤十字病院の3病院連携・統合の協議を始めることを発表（これも突然の発表）。「年内に一定の方向性を決める」と説明しましたが、その後も「決まっていないので話すことはない」と全く検討状況に対する説明はありませんでした。こういった状況の中で突如、3病院だけではなく県立精神医療センターを加えた4病院の再編・移転の方針を打ち出したのが、この間の経過になっています。

民医連も加盟する「地域医療を守る共同行動みやぎ連絡会（以下、連絡会）」では、患者、地域住民、当該の病院管理者、仙台市などの声を聞かず、協議状況についても公開されずに検討を進める県の姿勢に対し、3病院連携・統合の表明以降、再編・統合・移転に反対の立場で街頭宣伝や署名に取り組んできました。

学習会参加の様子

再編・移転による患者や地域住民への影響は計り知れません。今回の4病院再編・移転に対する協議の進め方は3病院連携・統合のときと同じ姿勢で進めています。県が示す方向性には多くの問題点があり、地域住民の方に村井県政の姿勢や進め方の問題点、それぞれの病院の地域における役割などを知らせて反対の声を広げていくよう、2月より仙台市内の市民センター13ヶ所を会場に学習会を始めました。

新型コロナウイルス感染が拡大するなか開催も危惧されましたが、各地区会場には町内会会長、河北新報の催し案内をみた住民の方、患者さん、仙台市議や県議が来場しています。来場者から「病院の移転で多くの外来患者が医療難民となってしまう」「村井県知事の進め方、本当に患者や地域の声を聞かない姿勢に対して何とかしたい」などの発言があり、仙台市議や県議から議会報告も交えた発言、また「経過や問題点など分かりやすくよかった、もっと多くの人に広げてほしい」との要望も出されています。

村井県知事は、2022年度中に結論を出すことを表明しています。県民のいのちと健康を守るため、地域医療の充実を求めて4病院再編・移転反対の声を広げていきたいと考えています。

県連職員紹介

県連に遠藤貴志さんが、着任しましたので紹介します。次の質問に答えていただきました。

えんどうたかし

氏名：遠藤貴志、②入職年：2007年、③前職場：リハビリ室→労働組合専従、④担当：医学生担当、⑤出身地：宮城県仙台市、⑥居住地：宮城県多賀城市、⑦趣味・特技：車・ドライブ、ライブ・フェス、お酒、⑧県連職員に一言：職員の皆さんと一緒に県連全体を盛り上げていければと思っています！よろしくお願いします！

連載136

私の好きな憲法は何条？

医学生担当　佐々木　淳

「私の好きな憲法は何か」と問われたとき、普段あまり憲法について考え触れることも少ないが、私は日本国憲13条の「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」がやはり何より大事であり、人としての生命線のように感じる。この条文は第24条第2項の「個人の尊厳」と第25条「生存権、国の社会保障義務」にも関連しており、特に「個人の尊厳」は日本国憲法の三大原理の根底に置かれる理念ともされていることもあり、私たちが普段暮らしている中で個人の価値観で物事を考え、判断し、行動できることも憲法で定めていることは、人間らしさ、その人らしさを尊重しているものと考える。

普段生活の中で自分の思想や言動を他の人に話し、伝えることができることが憲法で保障されることは当たり前のように感じるが、他の国ではそれが制限されている国も多くある。国の平和や自分たちの生活や保障を唱えても軍や警察に拘束されている人も世界にはおり、そういった報道を見るたびに「日本は恵まれているし平和。平和ボケだな。」と感じることも多々ある。

個人の尊厳を考えるときに憲法第21条の「表現の自由」も関連している。今はSNSの発達によりどこの誰とでも繋がれる世の中になっており、誰もがインターネットを通して直接会えない人と話をすることも可能になっている。直接顔を合わせないが為、言いたいことがなんでも「表現」することが可能になってしまい、横暴な批判などによる「炎上」という言葉もよく目にするようになり、それが原因で命を自ら断つ人がいることも痛ましく感じる。自由を保障するならば「節度」を持った表現が必要なのだろうが、それを持ち合わせていない個人が多い。憲法や法律で規制し制限をすることの必要性も感じなくもないが、個々人がフレキシビティな言動する世の中になることを切に願う。

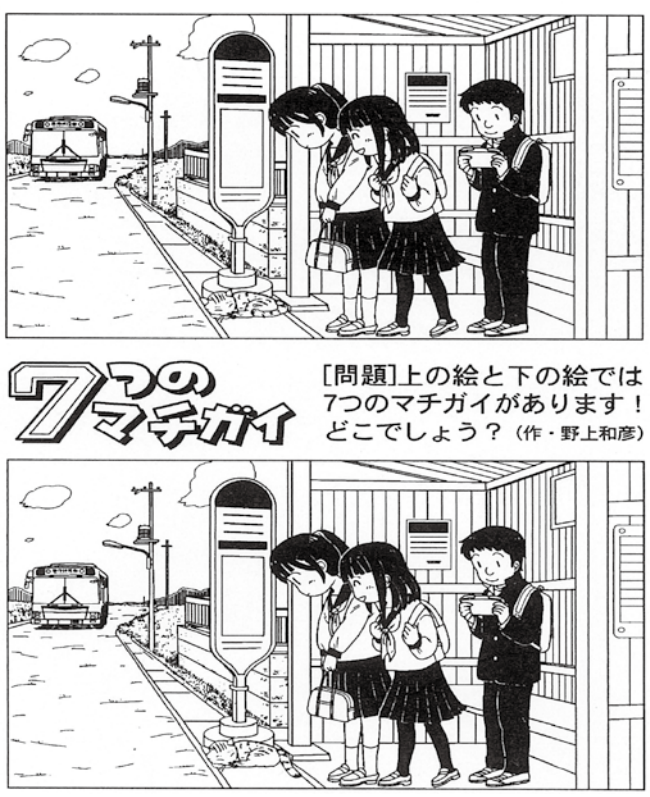

クイズの解答は事業所名、氏名、職種を記し県連事務局に送って下さい。メールは不可。ファックスは可。正解者に抽選で5人に図書カードを進呈いたします。**余白に日頃考えている事などを書き添えて下さい。「声」の欄に掲載させていただく場合があります。**応募資格＝臨時・パート含む県連職員。締切4月2日当日消印有効。発表4月15日号。

1月1日号答え「ジダイゲキ（時代劇）」・応募総数12件。当選者＝**那須まゆみ**／はなみずき、**佐藤みえ子**／ケアステーションしおかぜ、**小栗富士枝**／ケアステーションながまち、**伊藤初恵**／田子のまち、**大槻真由美**／県連事務局（敬称省略）

1月15日号答え①左端の子の左手。②雪だるまの手の指の数。③かまくらの入り口の大きさ。④スコップの形。⑤雪だるまの鼻。⑥右から3番目の子の上着のボタン。⑦右端の子の持つマフラーの長さ。⑧右から2人目の子のショートパンツ。応募総数21件。当選者＝**阿部友美**／坂総合病院、**吉岡文**／泉病院、**岡崎路子**／長町病院、**村上有希子**／福田町地域包括支援センター、**北村民子**／協会事務局（敬称省略）